

議 事 日 程

令和8年2月20日(金)
午 前 11 時 開 議

諸般報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 議席の一部変更について
- 日程第4 常任委員会委員および予算決算特別委員会委員の選任について
- 日程第5 議会運営委員会委員の辞任許可について
- 日程第6 議員表彰決議について
- 日程第7 第1号議案から第41号議案まで(41件) および第122号議案から第148号議案まで(27件) ならびに報告第85号から報告第96号まで(12件)

(提 案 理 由 説 明)

- 日程第8 発議第32号 前知事による深刻かつ重大なハラスメント行為に対する責任と県政の信頼回復に関する決議(案)
- 日程第9 ハラスメント対策特別委員会の設置および委員の選任について

表 彰 決 議 (案)

田中 宏典議員には、本県議会議員として在職すること15年、小堀 友廣議員、力野 豊議員、清水 智信議員には本県議会議員として在職すること10年、この間、よく県政の発展に尽くされた功績はまことに顕著であるので、福井県議会議員表彰規程に基づき表彰することを決議する。

令和8年2月20日

福 井 県 議 会

発議第 32 号

(件名)

前知事による深刻かつ重大なハラスメント行為に対する責任と
県政の信頼回復に関する決議（案）

会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 8 年 2 月 20 日

福井県議会議長 宮本 俊 様

提出者 福井県議会議員 田村 康夫

賛成者 福井県議会議員 北川 博規

山岸みつる

細川かをり

西本 恵一

後藤 正邦

前知事による深刻かつ重大なハラスメント行為に対する責任と
県政の信頼回復に関する決議（案）

令和8年1月7日に公表された前知事によるハラスメント行為に関する特別調査委員の報告書は、被害者の尊厳を著しく踏みにじり、県政に対する県民の信頼を根底から揺るがす、極めて深刻かつ重大な内容であった。

このような被害の全容を知っていたのは前知事のみであったにもかかわらず、前知事は報告書公表前に任期途中で辞職し、その際、県政の前進に資するための決断であるかのような印象を与えたまま退いた。結果として、県民および県議会は本件の重大性を認識する機会を奪われ、これは県民を欺いたとの批判を免れないものであり、断じて看過できない。

また、報告書が示したとおり、本件は前知事個人の問題にとどまらず、県庁組織におけるハラスメント対策が十分に機能していなかったこと、ならびに県の組織風土の問題が指摘されている。あわせて、前知事とともに当時の県政運営を担った副知事の責任の在り方についても、重く受け止めるべき課題と捉える。県は、こうした課題に正面から向き合い、二度とこのようなことがおきかないよう、必要な検証と対応を行うことにより、県民の信頼回復に取り組む必要がある。

さらに、前知事の辞任に伴い、6千万円余りもの退職金が満額支給されたことに対して、県民の間に強い疑念と不信が広がっており、県政への信頼は著しく毀損された。退職金の支給は法令に基づくものであり、法令に反する対応を求めることはできないものの、前知事の一連の行為が福井県民の誇りと県政への信頼を著しく傷つけたことは厳然たる事実であり、県として、前知事に対し誠意ある対応を求めていくことが不可欠である。

よって、本県議会は、県政の信頼回復のため、次の事項を強く求める。

- 1 県は、本件を踏まえ、特別職を含むハラスメントに関する実態について外部による客観性を確保した再調査を継続的に実施すること。その際、調査に協力した者が県側に特定されることのない厳格な仕組みを確保したうえで調査を行い、その結果を県民に明らかにするとともに、速やかに体制の刷新を図り、実効性ある再発防止策を早急に整備すること。
- 2 県は、前知事の辞任に伴い支給された退職金について、法令等の枠組みを踏まえつつも、県民の理解が得られるよう、社会的・道義的観点からの自主的な対応の在り方を前知事に検討するよう強く求め、その考え方を県民に示すよう働きかけること。

以上、決議する。

令和8年2月 日

福井県議会

ハラスメント対策特別委員会の設置(案)

委員定数

36人

付議事件

ハラスメント防止等に関する事